

別表 1

適時開示の基準

TOKYO PRO-BOND Market 上場規程施行規則第 8 条第 1 項の規定により、日本の証券市場において適切な適時開示を行うための基準は以下のとおりとする。

(上場債券等の発行者等に係る情報の開示)

第 1 条 上場債券等の発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場債券等の発行者等の業務執行を決定する機関が、次の a から d までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a 解散（合併による解散を除く。）

b 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

c 商号又は名称の変更

d a から前 c までに掲げる事項のほか、当該上場債券等の発行者等の運営、業務若しくは財産又は当該上場債券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 次の a から e までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a 債権者その他の当該上場債券等の発行者等以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（以下「破産手続開始の申立て等」という。）

b 手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分

c 親会社等に係る破産手続開始の申立て等

d 債券等に係る期限の利益の喪失

e a から前 d までに掲げる事実のほか、当該上場債券等の発行者等の運営、業務若しくは財産又は当該上場債券等に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3) 上場債券等に係る保証者の業務執行を決定する機関が、第 1 号の a から d までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(4) 上場債券等に係る保証者に第 2 号の a から e までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

(開示内容の変更又は訂正)

第 2 条 上場債券等の発行者等は、前条の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

2 前項の規定は、上場債券等の発行者等が前条の規定に基づき開示した内容と有価証券報告書、四半期報告書、有価証券届出書若しくは臨時報告書（これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。）、又は発

行者情報若しくは特定証券情報（これらの訂正情報を含む。）における当該開示に係る内容に差異が生じた場合について準用する。